**回復期病床整備事業の御案内**

**回復期病床整備事業費補助金について**

〇　愛知県では、団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年に向けて不足が見込まれる回復期機能の病床の充実を図ることを目的として、回復期病床（回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟等）への転換・新設に必要となる経費（施設・設備整備費用）の一部を助成しています。

〇　**平成30年度から**、補助金の交付申請手続き前に「回復期病床整備計画書」を御提出いただき、**地域医療構想推進委員会で計画内容が適当とされた場合に、補助金の交付申請を受け付ける**こととしています。

＜令和４年度地域医療構想推進委員会の開催予定時期＞

第１回…令和４年８～９月頃予定　　　第２回…令和５年２～３月頃予定

※ただし、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、開催時期が変更となる場合があります。

［補助対象者］医療機関の開設者等

［補助率］１／２

［基準額］〇施設整備

　新築・増改築 **５,022千円／床**

改修　　　　 **3,508千円／床**

〇設備整備 　　 500千円／床

［対象経費］既存の病床を回復期病床（回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟等）へ転換するため、又は、回復期病床を新たに設置するために必要となる以下の経費（※）

　　　　　　　　〇施設整備…施設の新築・増改築、改修に要する工事費等

〇設備整備…医療機器等（備品）の購入に要する費用

　※１品につき30千円を下限額とする。

※　既存の回復期病床（回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟等）に係る事業は補助対象になりません。

※　施設整備は複数年の実施が可能ですが、年度ごとの交付になるため、交付申請等の手続きは毎年度（回復期病床整備計画書の提出・地域医療構想推進委員会への意見聴取は初年度のみ）必要になります。

［補助条件］**地域医療構想推進委員会で適当である旨の意見が付された場合に補助金を交付する。**

**申請等の手続きについて**

回復期病床整備計画書の提出や補助金の申請等、必要な手続きについて御案内させていただきますので、事業内容が決定した段階で、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

なお、第１回地域医療構想推進委員会での意見聴取をお考えの場合は、**令和４年５月１１日（水）から６月１日（水）**の期間に回復期病床整備計画書を提出してください。（第2回地域医療構想推進委員会での意見聴取分の計画書の申請期間につきましては、後日改めて御案内いたします。）

**お問い合わせ先**

愛知県保健医療局健康医務部医療計画課　医療計画グループ

　　電話　052-954-6265（ダイヤルイン）

資料８－２

補助金の手続き等フローについて

**主な手続き等の流れについて**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 | 愛知県 |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 計画書提出（第１回地域医療構想推進委員会での意見聴取分）提出期間：令和４年５月１１日（水）から６月１日（水）（必着） |  | 意見聴取 | 地域医療構想推進員会で意見聴取（令和４年８～９月頃予定、計画者にご出席いただきます。）※ただし、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、開催時期が変更となる場合があります。 |  |
|  | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 意見聴取結果通知 |  |
|  |  |  |  |  |
|  | 事業着手前 |  |  |  |  |
|  | （地域医療構想推進委員会において**計画が適当である旨の****意見が付された場合**）補助金交付申請 | 提出 |  | 受付・審査 |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  | **（交付決定通知書の受領後）**事業着手 |  | 交付 | 交付決定通知書 交付 |  |
|  |  |  |  |  |
| 事業実施（**年度内に完了等する必要があります**） | 原則事業完了後30日以内 |  |  |  |  |
|  | 実績報告書 | 提出 |  | 受付・審査 |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 額の確定通知書 受領 |  | 交付 | 額の確定通知書 交付 |  |
|  |  |  |  | 令和５年5月下旬予定 |  |
|  | 入金 |  | 入金 | 補助金支払 |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  | ■施設基準に係る届出書の受理通知等の写しを提出 |  |  |  |
|  |  |  |  |

　注）　交付決定通知書の交付前に着手した場合は、**補助を受けられません**。